

金融所得課税について

～主に課税論の観点から～

東京大学 奥野 正寛

1. 包括的所得税と総合課税

(1) 包括的所得税（総合課税）の意義

単年度の所得で稼得能力を考え、包括的所得で担税力を計り、累進課税により稼得能力の高い人から低い人への再分配を行うことが可能。

(2) 包括的所得税（総合課税）による資本所得への課税の問題点

① 支出税・消費税

・稼得能力（担税力）はライフサイクル全体で捉えるという考え方。

（注）割引現在価値ベースで見れば、生涯所得＝生涯支出、つまり

生涯労働所得＋遺産・贈与の受取＝生涯の消費＋遺産・贈与の支払

・資本所得の多くは、労働所得や遺贈受取分の持ち越しが生み出す二次所得。

・但し、所得・支出・遺産の把握は困難な上、国際協調、税収の面で様々な問題。

⇒資本所得を課税ベースに取り込んだ上、勤労性所得との差異を認め、別途の手法により所得課税することが考えられる。

② 租税回避と執行の問題

・負債利子控除や金融技術を通じた租税裁定の誘発

③ 最適所得税と分類所得税

・価格（税率）弾力性と最適な税率との関係

・グローバル化の中での海外への資金シフトの惧れ

④ 未実現利益

・発生所得の算定や物価調整の困難性

⑤ 資産凍結効果(lock-in-effect)

・市場への影響（株式などの取引を阻害し、資産保有の流動性を低下させる）

⑥ 配当の二重課税

・貯蓄や投資が抑制され、資本蓄積が阻害されるとの批判

・インピュテーションの限界

・法人の資金調達への中立性

2. 諸外国における資本所得課税の改革の方向性

- (1) 米国の提案（CBIT、税制改革諮問委員会報告）
- (2) オランダの経験（ボックス課税）
- (3) 北欧諸国の経験（二元的所得税）

3. 我が国における選択（金融所得一体課税の意義）

- (1) 我が国におけるこれまでの分離課税の歴史

我が国においては、従来から総合課税の問題点は回避されてきた。

- (2) 金融所得一体課税の背景

人口減少社会においては、現存する金融資産の効率的活用が経済活性化の鍵

- (3) 貯蓄から投資への政策的要請

① 株価対策としての優遇税率

② 市況に関わらないリスク資産への投資の継続・拡大に向けた方策

- 家計の資産（金融商品）選択に対し中立な税制の構築

⇒資産間の収益への歪みを可能な限り小さくする観点から、課税方式の均衡化（比例税率での分離課税化）が必要。

- 投資リスクを保有する資産（金融商品）全体でシェアすることを可能とする税制

⇒資産間の損益通算の範囲の拡大が必要。

主要国の金融所得に対する課税制度の概要(未定稿)

(2006年1月現在)

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
通常所得		10～35%	10、22、40%	15～42%	6.83～48.09%	20、25%	34.4～52%(注3)
利子	課税方式 (税率)	総合課税 (10～35%+地方税)	総合課税 (10、20、40%)	総合課税 (15～42%+連帯付加税)	【選択制】 ○総合課税 (6.83～48.09%+社会保 障関連諸税 11%) ○源泉分離課税 (27%(所得税 16%+社 会保障関連諸税 11%))	資本所得として課税(注2) (30%)	ボックス課税 (保有資産額×みな し収益率×30%)
	源泉徴収	源泉徴収なし	20%源泉徴収	30%源泉徴収	【源泉分離課税選択】 27%源泉徴収	30%源泉徴収	源泉徴収なし
配当	課税方式 (税率)	総合課税 (5%、15%+地方税) ※ 2008年までの時限措置 (但し、2008年のみ0、15%)。	総合課税 (10、32.5%) 〔部分的インピュテーション方式 (受取配当にその 1/9 を 加えた額を課税所得に算 入し、算出税額から受取 配当額の 1/9 を控除)〕	総合課税 (15～42%+連帯付加税) 〔配当所得一部控除方式 (受取配当の 1/2 を株主 の課税所得に算入)〕	総合課税 (6.83～48.09%+社会保 障関連諸税 11%) 〔配当所得一部控除方式 (受取配当の 1/2 を株主 の課税所得に算入)〕	資本所得として課税(注2) (30%)	ボックス課税 (保有資産額×みな し収益率×30%)
	源泉徴収	源泉徴収なし	源泉徴収なし	20%源泉徴収	源泉徴収なし	30%源泉徴収	25%源泉徴収
株式譲渡益	課税方式 (税率)	総合課税 短期:10～35%+地方税 長期:5%、15%+地方税 ※2008年までの時限措置 (但し2008年のみ0、15%)。	総合課税 (10、20、40%) 〔保有期間等に応じ、譲渡 益の 100～25%〕	原則非課税 〔投機売買(12ヶ月以下保 有)等について総合課税 (譲渡益の 1/2)〕	申告分離課税 (27%(所得税 16%+社 会保障関連諸税 11%)) 〔保有期間等に応じ、譲渡益 の 100～0%〕	資本所得として課税(注2) (30%)	ボックス課税 (保有資産額×みな し収益率×30%)
	非課税枠	なし	土地等の譲渡益と合わ せて8,500€(約171万円)	投機売買について、他 の投機売買所得と合わ せて512€(約7万円)	年間譲渡額 15,000€(約 206万円)	なし	資本性資産からのみな し収益については、他 の収益を合わせて 19,522€(約267万円)
備考 (最近の動向)		2003年 ブッシュ減税 配当・長期キャピタルゲイン に対する軽減税率 (5%、15%)を導入 2005年 税制改革諮問委員会 金融所得の分離課税 (15%)を提案	1994年 利子に対する基本税 率引下げ(25%→20%) 1999年 譲渡益に係る基本税 率引下げ(23%→20%)	1993年 利子及び配当の源泉 徴収制度の導入 2001年 インピュテーション方 式の廃止	2004年 インピュテーション方式 の廃止 2005年 社会保障関連諸税の 税率引上げ(10%→11%) 2006年 8年超保有株式の譲渡益 について非課税措置の導入	1991年 二元的所得税制度の 導入	2001年 ボックス課税を導入

(注1) アメリカの州・地方政府税の税率等は、州・地方政府によって異なる。例えば、ニューヨーク市の場合、保有期間にかかわらず、州税が4～6.85%、市税が2.907%～3.648%

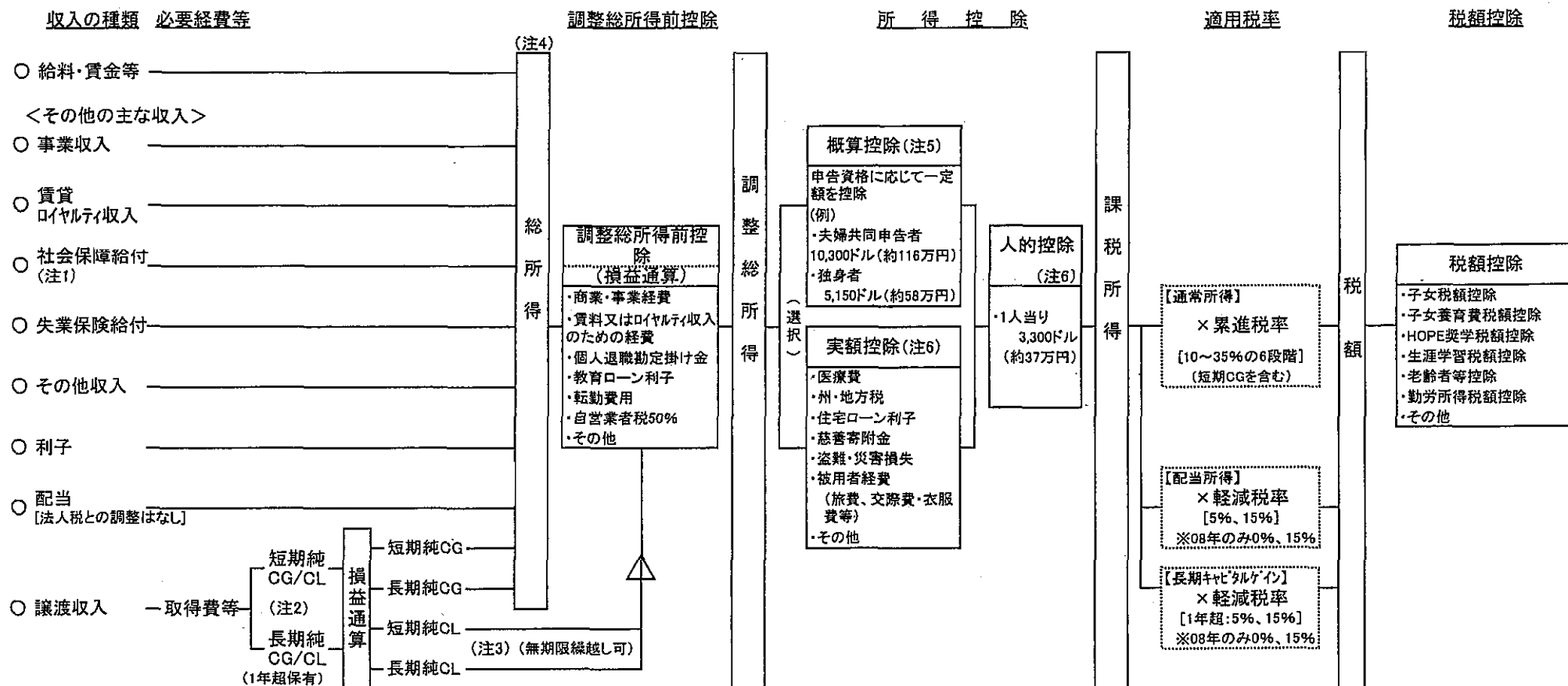
(注2) スウェーデンにおいては、勤労所得と資本所得を分離して課税する二元的所得税制度が採用されている。

(注3) オランダの累進税率の第1ブラケット(34.4%)、第2ブラケット(41.95%)には、32.6%の社会保険料が含まれる。

アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2006年1月現在)

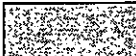


- (注1) 公的年金の一部(最大50%)は、原則として総所得に算入される。ただし、当該公的年金及びそれ以外の所得を勘案して税法に定められた暫定所得(provisional income)が一定水準未満の場合は、公的年金は総所得に算入されず、また暫定所得が一定水準以上の場合は、総所得に算入される公的年金は増額される(最大85%)。
- (注2) キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)別に損益を計算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算する。(損益通算後、)短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常所得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じて通常とは異なる軽減税率が適用される。
- (注3) 損益通算後、短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドル(約34万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で総所得から控除し、控除し切れない場合には無期限の繰越しが認められる。
- (注4) 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めのある場合を除き、総所得金額に含まれる(所得区分なし)。
- (注5) 高齢者及び視覚障害者に対しては、上記概算控除に加え、それぞれに追加的概算控除として、1,000ドル(夫婦共同申告者等の場合)、1,250ドル(単身者等の場合)が認められる。
- (注6) 高額所得者に対する減額措置がある。
- (注7) 損益通算については、上記の他に、自らが実質的に事業を行っているとはいえない投資(受動的活動)に係る損失(例えば、リミテッド・パートナーシップに係る損失等)について、受動的活動に係る所得以外の他の種類の所得(例えば、事業、給与、利子・配当等を源泉とするもの)とは通算出来ないこととする原則(パッシブ・アクティビティ・ロス・ルール)が1986年に導入されている。

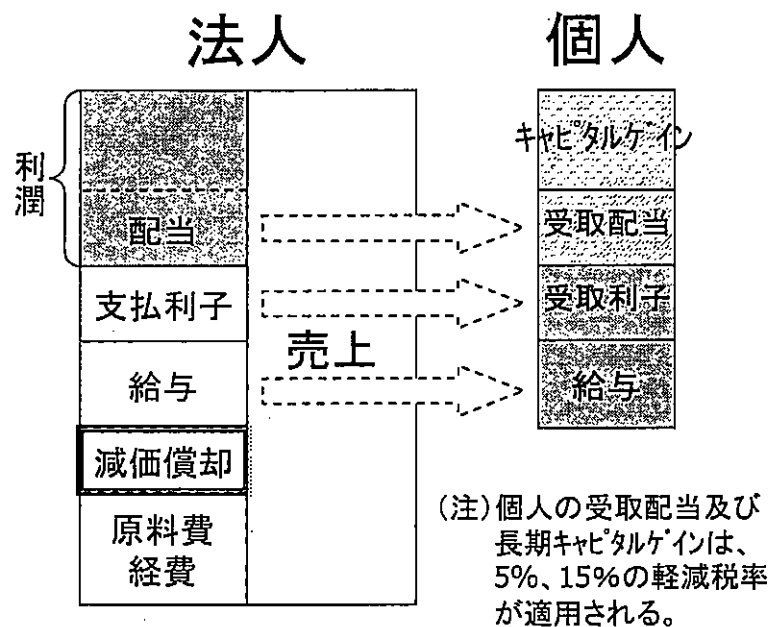
備考： 邦貨換算レートは、1ドル=113円(平成18年(2006年)1月から6月適用の基準外国為替相場)

米国税制改革諮問委員会による提案

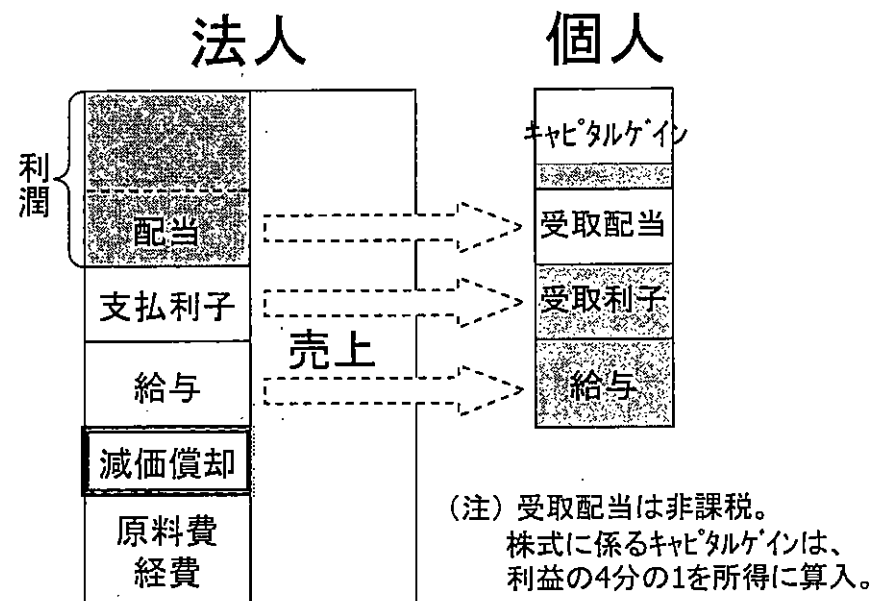
現行税制と第①案「簡素な所得税制案」の課税対象のイメージ

 課税対象

現行の米国法人税及び所得税



簡素な所得税制案

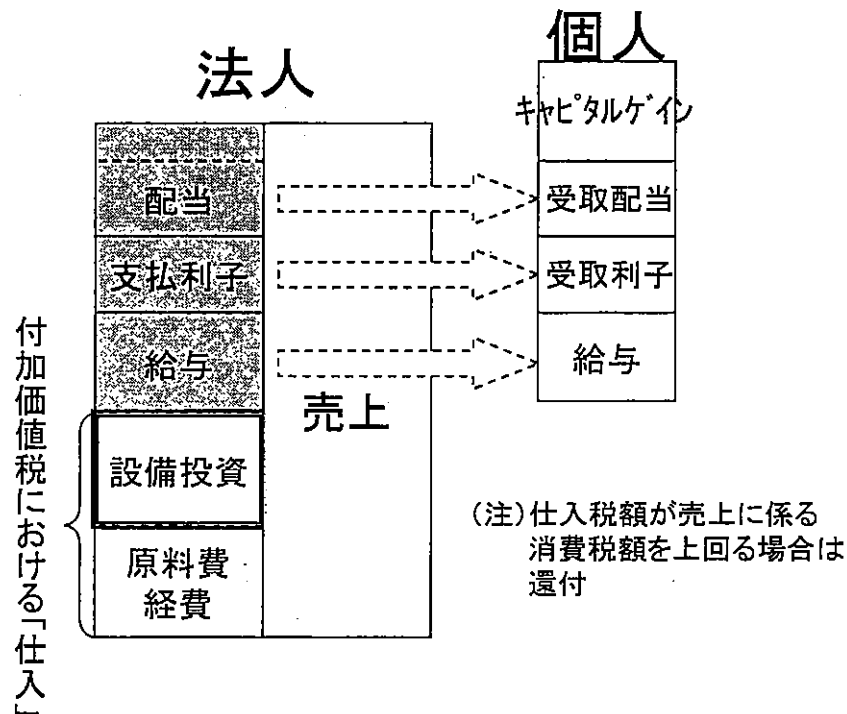


米国税制改革諮問委員会による提案

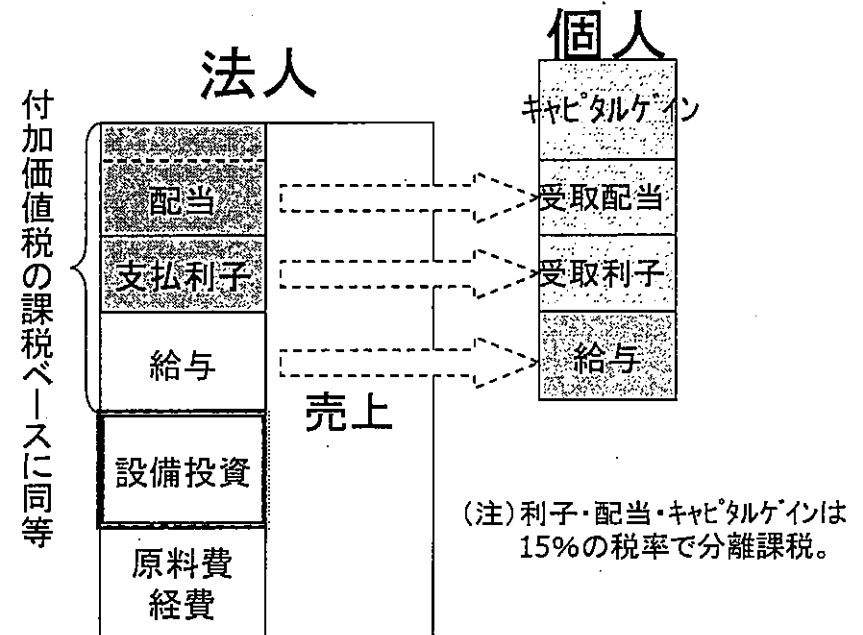
付加価値税と第②案「成長及び投資税制案」の課税対象のイメージ

 課税対象

付加価値税(消費税)



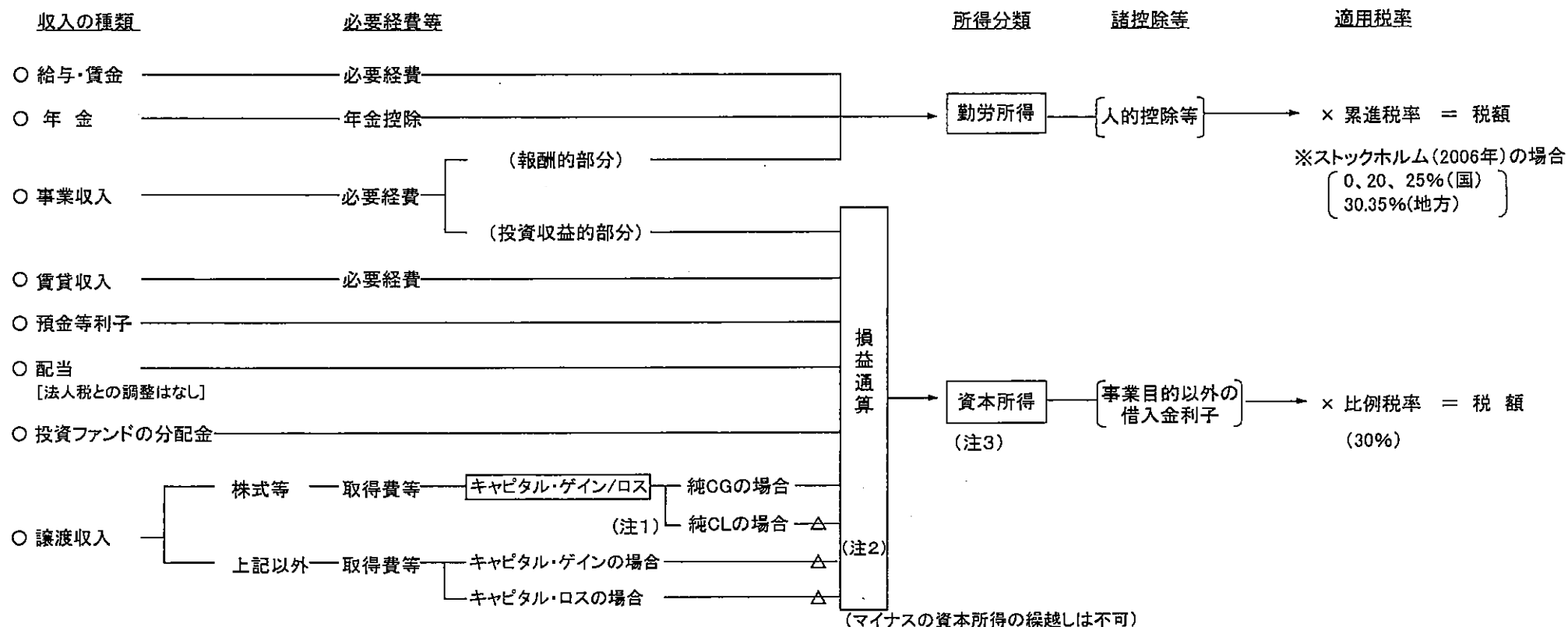
成長及び投資税制案



スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

(2006年現在)



(注1) 株式等による譲渡損失は、その全額を株式等による譲渡益と通算可能。通算しきれない損失は、その70%をその他の資本所得から控除可能。

(注2) 譲渡損益の通算が認められる範囲は、譲渡資産の区分に応じて異なる。

(注3) 資本所得内での損益通算後、なお資本所得が負となる場合、SEK10万(約150万円)まではその30%、SEK10万超はその21%を勤労所得に係る税額から税額控除可。

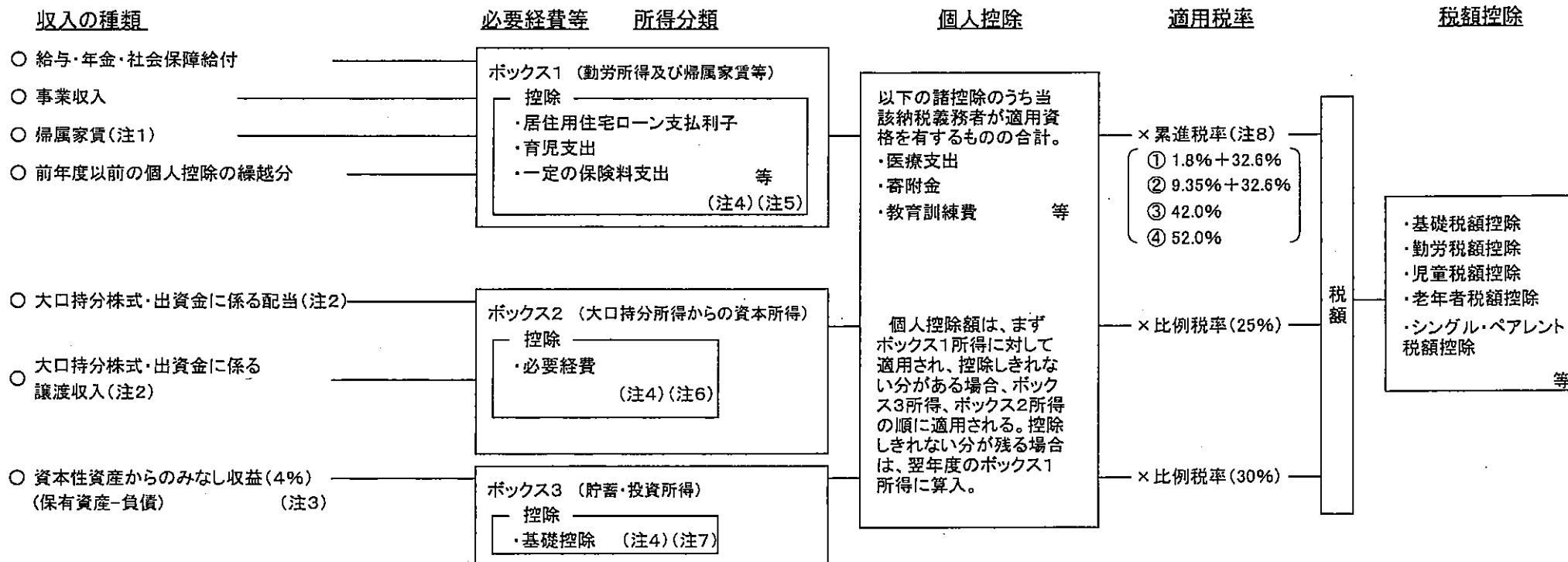
(注4) 一定額(単独申告の場合はSEK150万(約2,250万円)、夫婦共同申告の場合はSEK300万(約4,500万円)を超える株式、不動産等の資産に対しては、富裕税(税率:純資産額×1.5%)が別途課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database 2006 (Release 1)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ(SEK)=15円(裁定外国為替相場:平成17年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

オランダの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿
(2005年現在)



(注1) 帰属家賃は、不動産評価法に基づいた資産価格に応じて、法定収益率(0.2%~0.6%)をかけて算出する(8,750ユーロ(約120万円)を限度)。

(注2) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の、私的有限会社(B.V.)、公的有限会社又は(N.V.)に対する持分。

(注3) 保有資産の適正市場額は、1月1日と12月31日の市場価格の平均から算出する。対象となる保有資産には、貯金、別荘及び賃貸用住宅(居住用住宅は含まれない)、ボックス2に分類されなかった株式・その他の有価証券等が含まれる。また負債には居住用住宅に係る住宅ローン等は含まれない。なお、支払利子及びその他の経費の控除は認められない。

(注4) 各ボックス内で生じた控除しきれなかった部分と他のボックス所得との通算は認められない。

(注5) ボックス1所得について控除しきれなかった部分は、3年間の繰戻し、8年間の繰越しが認められる。ただし、会計帳簿の適切な保存を条件に、事業に係る欠損金がボックス1内で最後に残った場合は無期限の繰越しが認められる。

(注6) ボックス2所得について控除しきれなかった部分は、3年間の繰戻し、無期限の繰越しが認められる。ただし、一定の場合には、ボックス1に対する税額控除への転換が可能。

(注7) 資本性資産には、19,522ユーロ(約267万円)の基礎控除(65歳以上である場合や、扶養する子供の数に応じて増額)がある。控除しきれなかった部分の繰戻し及び繰越しは認められない。

(注8) 第1及び第2ブラケットの所得については、所得税に加え、32.6%の社会保険料が課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database 2006 (Release1)" 等により作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=137円(裁定外国為替相場:平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。